

# 金融機関調査連絡会運営要領

## (趣旨)

第1条 川崎市公金の保管に関する対策推進会議設置要綱（平成13年11月29日助役決裁。以下「要綱」という。）第4条に定める金融機関調査連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公金取扱金融機関等の経営状況把握及び分析に関する事項
  - (2) 金融情勢の把握及び分析に関する事項
  - (3) その他、本市を取り巻く金融情勢の急激な変化への対応等に関する事項
  - (4) 前各号とともに、本市職員の金融に関する能力向上を図るための事項
- 2 前項に掲げる事項に関しては、必要に応じて川崎市公金の保管に関する対策推進会議に報告するものとする。

## (組織)

第3条 連絡会は、会計室長が主宰する。

- 2 要綱第4条に定める実務担当者とは、各部署において公金の保管運用に携わる職員をいい、要綱第4条別表に定める構成員は、毎年度実務担当者の名簿を事務局に提出するものとし、変更があった場合は速やかに連絡をするものとする。
- 3 連絡会の設置目的を実現するために、金融の専門家を本市外部から招聘し、常時専門的な立場からの意見を得られるよう密接な連絡体制を確立する。
- 4 前項に定めるものの他、必要に応じ金融等の専門的な知識を有するものに対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (事務局)

第4条 連絡会の事務を処理するため、事務局を会計室出納課に置く。

## (連絡会の開催)

第5条 連絡会は年2回の公金取扱金融機関の決算時期に開催する。

- 2 前項のほか、会計室長若しくは過半数の連絡会委員からの発意により、随時開催することができる。

## (守秘義務)

第6条 第3条に定める連絡会委員及び参加者は、連絡会において知り得た以下の各号に掲げる情報のうち、すでに公知であるものを除き、第三者に対して漏らしてはならない。

- (1) 本市公金の保管運用に関する情報
- (2) 本市公金取扱金融機関の個別具体的な経営情報に関する情報
- (3) 地域金融秩序に混乱をもたらすと思われる情報

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、会計室長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。